

全建労発第 46号  
令和4年12月21日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥村 太加典  
〔 公 印 省 略 〕

国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、登録基幹技能者講習として新たに「登録送電線工事基幹技能者講習」及び「登録さく井基幹技能者講習」が登録されたところです。

これに伴い、別添の通り、「国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件」（平成30年国土交通省告示第435号）の改正を行い、12月16日から施行することとなった旨、通知がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）